

## 草加市文化会館友の会規約

平成27年 3月31日制定

(名称)

第1条 本会の名称は、草加市文化会館友の会（以下、「友の会」という。）とします。

(事務局)

第2条 友の会は、事務局を公益財団法人草加市文化協会（以下、「協会」という。）内に置きます。

(目的)

第3条 友の会は、協会が草加市文化会館で主催または共催する芸術文化振興事業の鑑賞を通じて、地域文化の振興に寄与することを目的とします。

(会員)

第4条 会員とは、協会が実施する事業に賛同し、本規約を承認のうえ、協会に入会申込書（様式第1号）を提出し、第7条に定める会費を納めた個人及び法人をいいます。

(会員の種類)

第5条 会員の種類は、次のとおりとします。

(1) 個人会員 会員になることを申し込んだ個人

(2) 法人会員 会員になることを申し込んだ法人

2 次の各号に該当する法人は、前項第2号の会員にはなれません。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある法人

(2) 暴力団、その他反社会的団体が関与する法人

(3) その他、協会が不適切であると認める法人

(会員の期間)

第6条 会員資格の有効期間は、入会日から12か月を経過した日が属する月の末日までとします。ただし、期日満了月の前月末日までに退会の申し出がない場合は、さらに1年間自動継続とし、以後も同様とします。なお、入会日とは、協会が会員証を発行した日をいいます。

(会費)

第7条 会員は、次の年会費を、第10条に定める方法により支払うものとします。

(1) 個人会員 1,000円

(2) 法人会員 10,000円

2 前項により支払われた会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を受けることができます。

(1) チケットの優先購入

協会が指定する公演のチケットを、一般発売日に先立ち、優先予約及び購入することができます。ただし、枚数制限を設ける場合があります。

(2) チケット割引サービス

協会が指定する公演のチケットを、割引料金で購入することができます。ただし、枚数制

限を設ける場合があります。

(3) 口座振替サービス

チケット代金は、入会時に登録した預金口座（以下、「指定口座」という。）から自動引き落としされます。

(4) チケット無料送付サービス

購入したチケットは無料送付されます。ただし、適用されない公演もあります。

(5) 情報提供サービス

年2回発行する会報が届きます。

（会員証の発行）

第9条 会員には、会員証（様式第2号）を発行します。

2 会員証は、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡又は貸与することはできません。法人会員については、会員証を携行された方を会員本人とみなします。

（会費の納入）

第10条 年会費は、全額一括払いとし、指定口座から協会が指定した期日に引き落とされます。

2 口座引き落とし日は、毎年、初回の申込みを行った月の翌月28日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）となります。なお、初回は、会員資格有効期間開始月の翌々月28日に引き落とします。

3 口座振替の手数料は、協会が負担します。

（チケットの予約・購入）

第11条 会員は、文化会館窓口で会員証を提示することによって、協会が指定する公演のチケットを割引料金で購入することができます。

2 会員は、友の会先行販売開始翌日からチケットを電話予約することができます。その際、会員番号、氏名、電話番号などの照会が必要となります。なお、電話予約の場合は、座席の選択はできません。

3 電話予約したチケットは、会員の住所へ送付されます。

4 予約及び購入したチケットのキャンセルや座席の変更はできません。

5 チケット代金は、全額一括払いとし、指定口座から協会が指定した期日に引き落とされます。

6 口座引き落とし日は、チケットを入手した月の翌月28日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）となります。口座振替の手数料は、協会が負担します。

（第三者への転売の禁止）

第12条 購入したチケットを、インターネットオークション、対面販売、その他方法の如何にかかわらず、協会が営利目的と判断する第三者への転売を禁止します。

（会員証の紛失、盗難等）

第13条 会員は、会員証を紛失または盗難等にあった時は、すみやかに協会に届け出るとともに、会員証再発行申請書（様式第3号）を提出するものとし、協会は当該申請受理後すみやかに会員証を再発行するものとします。

2 会員証再発行後は、元の会員証は効力を失います。

3 紛失や盗難、その他の理由により、他人が会員証を利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

(届出事項の変更)

第14条 会員は、氏名、法人名、住所、電話番号、指定口座、その他届出事項に変更が生じた場合は、会員情報変更届(様式第4号)または預金口座振替依頼書を、すみやかに協会に届けるものとします。

2 会員は、前項の届出をしないことにより、協会からの送付書類等が延着または到着しなかったなどの不利益、損害について、異議を述べるできないものとします。

(退会等)

第15条 会員は、友の会を退会しようとするときは、退会届(様式第5号)に会員証を添えて協会に提出するものとします。

(会員資格の喪失)

第16条 協会は、会員が次の各号に該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠ったとき
- (3) 会員証を他人に貸与し、悪用したとき
- (4) 本規約に違反したとき
- (5) その他、運営上支障があると認められたとき

2 協会が、草加市文化会館の指定管理者でなくなった場合は、会員資格の有効期間内であっても、その権利は消滅します。

(個人情報の取り扱い)

第17条 協会は、会員が入会時に届け出た氏名、法人名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を、友の会の運営目的のみに使用し、個人情報保護に関する関連法及び公益財団法人草加市文化協会個人情報保護規程に従って厳正に管理するものとします。

(規約の変更)

第18条 協会は、本規約を会の運営に応じて変更することができるものとし、本規約を変更した場合には、協会は会員にすみやかに通知するものとします。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、友の会に必要な事項は別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。